

# 平成25年度 福井エリアにおける検討結果

内閣府大臣官房原子力災害対策担当室  
広域的な原子力災害に関するワーキンググループ  
(福井エリア)

平成26年3月26日  
(平成26年3月27日 一部追記・修正)

## 【目次】

第1	位置付け及び考え方 .....	2
第2	広域避難計画及び被ばく医療体制に関する検討結果.....	3
1	避難先マッチング	
2	広域避難ルート	
3	避難手段	
4	汚染検査及び除染の実施場所、避難中継所	
5	広域的な避難時間推計	
6	その他検討結果（主なもの）	
第3	緊急時モニタリングに関する検討結果.....	4
1	緊急時モニタリング計画	
2	モニタリング情報共有システム	
第4	検討課題.....	4
1	広域避難計画及び被ばく医療体制に関する検討課題	
2	その他	

## 【添付資料】

資料1	福井エリアにおける枠組みについて.....	5
資料2	福井エリアにおける広域避難先地域.....	6
資料3	広域避難先マッチング.....	7
資料4	福井エリアにおける広域避難ルート.....	8
資料5	福井エリアにおける避難手段について.....	9
資料6	福井エリアにおける汚染検査及び除染の実施場所の考え方について.....	11
資料7	福井エリアにおける広域的な避難時間推計の実施について.....	13
参考	原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）...	14

## （備考）

平成26年3月27日に、3ページ 第2 6（1）、10ページ 資料5 2（4）の記述を追加、修正しております。

## 第1 位置付け及び考え方

### 1 参加団体

福井エリアにおける「広域的な原子力防災に関するワーキンググループ(以下「WG」という。)に参加している団体は、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、関西広域連合、原子力規制庁及び内閣府(大臣官房原子力災害対策担当室)である。

また、WGの下に設置された「広域的な地域防災の検討チーム(以下「検討チーム」という。)」では、参加団体以外にも内閣府(防災)、国土交通省、厚生労働省、防衛省、警察庁、福井県警察、岐阜県警察、滋賀県警察、京都府警察などの参加を求めながら議論を行った。

### 2 位置付け

福井県に設置されている原子力発電所に関する原子力災害対策について、府県域を越えた住民避難など、広域調整が必要な多くの課題があることから、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うため、福井エリアについては、平成24年12月に「広域的な地域防災に関する協議会(以下「協議会」という。)が設置された。

協議会が設置されて以降、協議会及びその下に設置されたWG、検討チームにより議論を行っている。また、平成25年9月、内閣府において全国13カ所<sup>1</sup>にワーキングチーム以下「WT」という。)が設置され、福井エリアは、WGがその機能を有することとなった。

【資料1参照】

### 3 考え方

福井エリアWGにおいて議論を行っている内容について、国及び直接関係する府県等においては、その内容について了解し、かつ、直接関係しない府県等においては、今後の検討において参考とすることに了解した場合、「認識の共有が図れた」として取り扱う。

また、WGに参加している団体においての認識の共有化であり、参加以外の団体及び、議論対象となっているエリア以外に対して影響を及ぼすものではない。

---

1 泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井エリア、浜岡、島根、伊方、玄海、川内の13地域。

## 第2 広域避難計画及び被ばく医療体制に関する検討結果

WG及びその下に設置した検討チームにおいて、UPZ圏内住民の広域避難（府県域を跨ぐ避難）<sup>2</sup>について検討した結果は下記のとおり。

### 1 避難先マッチング

避難先マッチングは施設先マッチングまで含めて完了した。 【資料2、3参照】

### 2 広域避難ルート

広域避難ルートについては、高速道路及び国道などの幹線道路を基本ルートとして設定すること、基本ルートと合わせ、避難元地域の地理的状况、道路状況等を勘案し、代替道路を可能な限り複数設置することを基本的考え方とした。 【資料4参照】

### 3 避難手段

避難手段について、基本的考え方を資料5のとおり取りまとめた。 【資料5参照】

### 4 汚染検査及び除染の実施場所

汚染検査及び除染の実施場所等については、本年1月に原子力規制庁から「原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について(骨子)」<sup>3</sup>(以下「骨子」という。)が示されたが、まだ骨子であることから、原子力規制庁が呈示予定の基本的考え方の公表後に、再度整合が図られているか等について検討・確認を行う。

その前提を踏まえ、資料6のとおり取りまとめた。 【資料6参照】

### 5 広域的な避難時間推計 (Evacuation Time Estimate)

平成26年度、広域避難についての避難時間推計を実施する。 【資料7参照】

### 6 その他検討結果 (主なもの)

#### (1) 有料道路における料金を徴収しない車両の考え方について

「料金を徴収しない車両を定める告示(国土交通省告示)」第5号では、有料道路以外の道路の損壊又は他の道路若しくはその付近における火災その他異常な事態の発生により当該他の道路の通行が危険となり、有料道路の通行を余儀なくされる場合において、有料道路の管理者が料金を徴収することが著しく不相当であると認めて指定した時間内において料金を徴収しないこととしていることを確認した。

なお、当該措置は、地方公共団体からの要請等を踏まえ有料道路の管理者の判断により実施するものであり、告示に定める事態の解消が図られるまでの間等、一時的な措置として想定されていることを確認した。

#### (2) 高速道路における一般車両(避難車両)の通行に対する見解

災害対策基本法における通行対象車両は「災害時応急対策車両」となり、避難車両

---

2 ここではいう広域避難は、WG(福井エリア)で議論・検討している福井県、京都府から兵庫県、徳島県への府県域を跨ぐ広域避難、福井県、滋賀県から大阪府、奈良県への府県域を跨ぐ広域避難を対象範囲としている。

3 平成26年1月21日に内閣府大臣官房原子力災害対策担当室が主催して開催した「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム第3回合同会合」において提示した骨子であり、「対象、場所、実施方法、実施体制」の概要が記載されている。(参考資料として添付)

は含まれないが、例えば原子力発電所から遠ざかる方向への交通規制をかけないという手段などで対応することも可能との見解を確認した。(警察庁関係)

(3) 費用の補償について

「原子力損害の賠償に関する法律」「原子力事業者による賠償」「災害救助法」の何れかにより補償されることを確認した。(原子力規制庁関係)

### 第3 緊急時モニタリングに関する検討結果

#### 1 緊急時モニタリング計画

原子力規制庁作成予定の緊急時モニタリング計画作成要領を踏まえて、関係府県間で整合性のある緊急時モニタリング計画を作成することとした。なお、緊急時モニタリングの実施に当たっては緊急時モニタリング実施計画に基づき協調して行うことを確認した。

#### 2 モニタリング情報共有システム

全国関係自治体共通の課題である緊急時における観測局等の測定データの共有については、国が整備・検討を進める「モニタリング情報共有システム」の整備方針・設備仕様に基づき、関係府県は26年度中に当該システムを導入する方針であることを確認した。

### 第4 検討課題

下記の課題も含めた様々な課題について、今後も国(内閣府)、関係府県はそれぞれの立場において検討するほか、連携して協議を行う。

#### 1 広域避難計画及び被ばく医療体制に関する検討課題

除染に関する考え方(汚染された車両の除染方法、十分な除染が出来ない場合の保管・管理方法を含む。)

汚染検査・除染の実施体制、資機材(各種機材、安定ヨウ素剤等)に関する課題  
避難輸送手段(緊急輸送体制)の基本的枠組み、避難行動要支援者の輸送手段  
渋滞抑制対策、避難用バスの確保に向けた検討 など

#### 2 その他

UPZ(概ね30km)以遠の原子力防災対策の在り方の検討  
地域住民との情報共有等の在り方の検討  
資機材等の情報共有及び応援融通体制の検討 など

以上

# 福井エリアにおける枠組みについて

平成25年9月、原子力防災会議の下に、全国13地域において「ワーキングチーム(WT)」を設置したが、福井エリアにおいては、上記WT設置に先行して議論を行っていたことから、枠組みを整理したもの。

国(内閣府)

福井エリア

原子力防災会議

内閣府原子力災害  
対策担当室

全国13カ所にワーキングチームを設置(平成25年9月)

**WT(福井エリア)**

13地域とは「泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井エリア、浜岡、島根、伊方、玄海、川内」の各地域のこと。

【基本構成】

地域の内閣府原子力防災専門官  
内閣府(原子力防災)担当者  
都道府県の担当者(課長級)  
関係省庁担当者 等

【設置の趣旨】

地域防災計画(避難計画含む)の内容を充実するため、自治体だけでは解決が困難な課題の解決を、関係省庁とともに支援するため。

**広域的な地域防災に関する協議会**

第1回 H24.12.25

第2回 H25.2.7

【構成】

副知事(福井県、岐阜県、滋賀県、京都府)  
内閣府 原子力地域安全総括官  
関西広域連合広域防災局長(オブザーバー)

**広域的な原子力災害に関するワーキンググループ(WG)  
(福井エリア)**

【基本構成】 福井県、滋賀県、京都府、岐阜県、関西広域連合(各課長級)  
内閣府、原子力規制庁地域原子力安全統括管理官

**先行していたWGが、国が設置したWTと同一となる。  
福井エリアでは、これまでと同様「WG」を使用する。**

内閣府主催の全体会議等では「WT(福井エリア)」との呼称となるが、同義となる。

**広域的な地域防災の検討チーム**

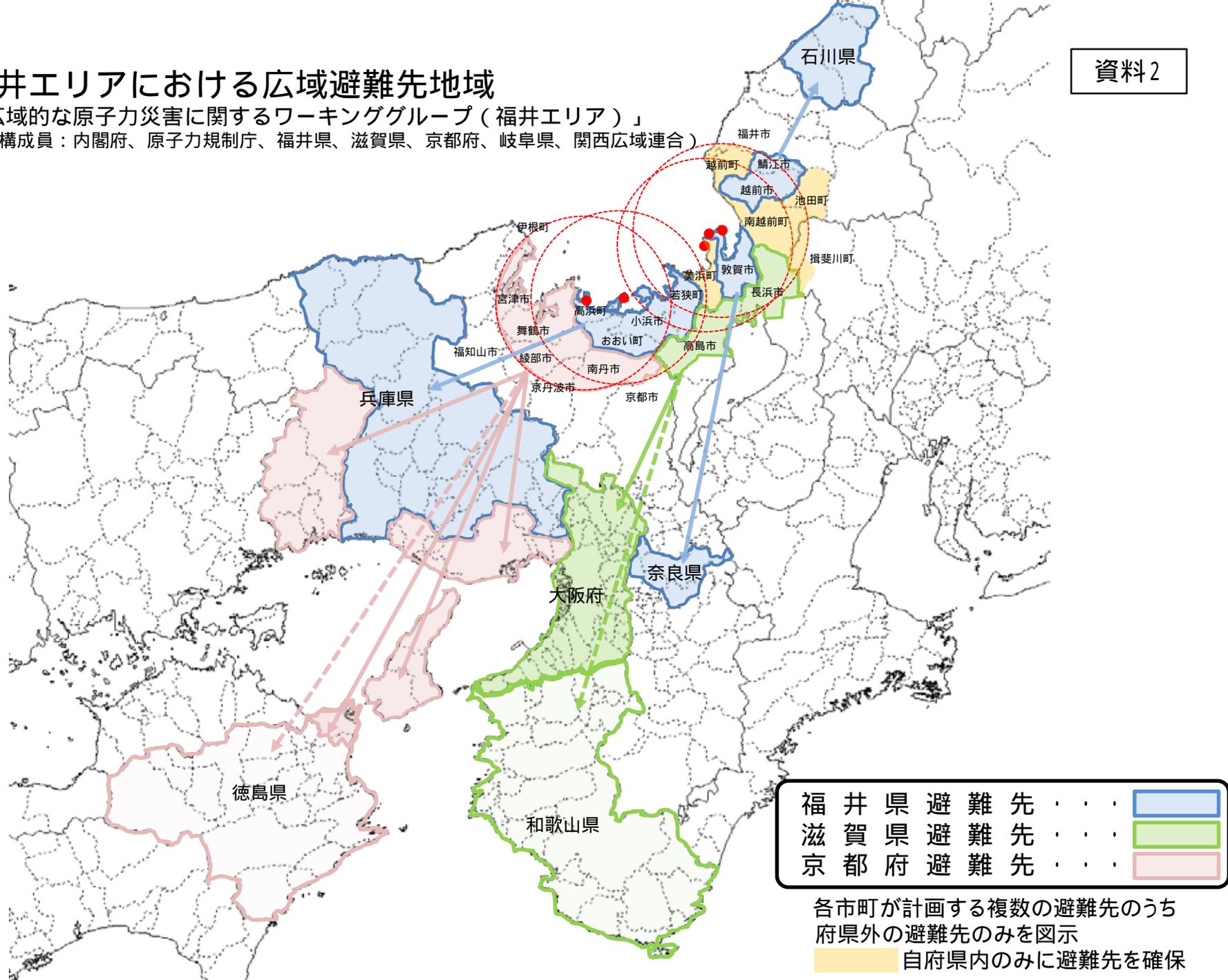
これまで、「広域的な地域防災の検討チーム(WT)」を使用してきたが、国が設置したWTと混同する可能性があるため、「(WT)」の表記を外す。

【基本構成】 地域の内閣府原子力防災専門官、内閣府(原子力防災)、都道府県等の担当者 等

# 福井エリアにおける広域避難先地域

「広域的な原子力災害に関するワーキンググループ（福井エリア）」

（構成員：内閣府、原子力規制庁、福井県、滋賀県、京都府、岐阜県、関西広域連合）



## 【広域避難先マッチング】

避難元府県	避難元市町	対象人口(人)	避難先			
			府県	地域	市町村	
福井県 5市町 135,200人	敦賀市	68,300	奈良県 4市		奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	
	若狭町	16,100	兵庫県 7市1町	北播磨	西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町	
				丹波	篠山市、丹波市	
	小浜市	31,100	兵庫県 4市5町	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	
				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
おおい町	8,700	兵庫県 2市	阪神北	伊丹市、川西市		
高浜町	11,000	兵庫県 2市1町	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町		
京都府 7市町 128,500人	舞鶴市	89,000	兵庫県 4市	神戸市		
				阪神南	尼崎市、西宮市	
				淡路	淡路市	
				徳島県 1市2町		鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市	4,200	兵庫県 2市	淡路	洲本市、南あわじ市	
	京丹波町	3,500	兵庫県 1市	阪神南	芦屋市	
	綾部市	9,300	兵庫県 4市2町	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町	
	福知山市	600	兵庫県 1町	西播磨	上郡町	
	宮津市	20,300	兵庫県 3市	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	
伊根町	1,600	兵庫県 2町	東播磨	稲美町、播磨町		
			徳島県	予備枠		
滋賀県 2市 58,000人	長浜市	28,000	大阪府 19市6町1村	大阪市		
				泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町	
				中河内	八尾市、東大阪市、柏原市	
				南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	
				泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	
	高島市	30,000	大阪府 15市3町	大阪市 (再掲)		
豊能				豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市		
三島				吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市		
			北河内	枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市		
			和歌山県	予備枠		
計	14市町	321,700				

本図は、WGにおいて議論の対象範囲となっている府県域を跨ぐ広域避難に関するマッチング状況を記載している。

対象人口は、100人単位(四捨五入)とした。

福井県内の対象人口は、平成25年4月1日時点の数字。

滋賀県内の対象人口は、平成25年3月31日時点の数字。

京都府内の対象人口は、平成25年1月1日時点の数字。

## 福井エリアにおける広域避難ルート

「広域的な原子力災害に関するワーキンググループ（福井エリア）」  
（構成員：内閣府、原子力規制庁、福井県、滋賀県、京都府、岐阜県、関西広域連合）



平成26年3月19日  
内閣府大臣官房  
原子力災害対策担当室  
広域的な地域防災に  
関するWG(福井エリア)

## 福井エリアにおける避難手段について

福井エリアにおける広域避難（府県域を跨ぐ）<sup>1</sup>に関する基本的考え方は、下記のとおり。

### 記

#### 1 基本的考え方

福井エリア全体の迅速な避難を図るため、PAZ・UPZの区分、その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

区分	避難実施の判断基準	避難手段の基本的な考え方
PAZ	EAL ：原子力施設の状況に応じて避難（放射性物質放出前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車により迅速に避難する。</li> <li>・自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府県内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。</li> </ul>
UPZ	OIL ：空間放射線量率に応じて避難（放射性物質放出後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う。</li> <li>・段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国および関係府県は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、鉄道、船舶、航空機その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。</li> <li>・OIL1の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。</li> </ul>

#### 2 協議・検討事項

(1) 避難の経路及び時期が重複する場合の渋滞抑制策等について、関係府県相互に

<sup>1</sup> ここでいう広域避難とは、WG(福井エリア)で議論・検討している福井県、京都府から兵庫県、徳島県への府県域を跨ぐ広域避難、福井県、滋賀県から大阪府、奈良県への府県域を跨ぐ広域避難を対象範囲としている。

協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等関係機関とも調整し、避難手段その他避難方法の整合を図るよう努める。

- (2) 避難車両が増えると、交通渋滞等により円滑な避難に支障を来たすおそれがあるため、自家用車で避難する場合は、極力乗り合わせを図るよう努める。
- (3) 自家用車による避難を計画する場合の車両の保管場所については、あらかじめ避難途上及び避難先の府県・市町村と協議する。
- (4) 避難行動要支援者については、特殊な車両が必要となるなど、関係自治体による手段の確保には限界があるため、国の防災機関による移送を含めて検討する。

以上

平成26年3月18日  
内閣府大臣官房  
原子力災害対策担当室  
広域的な地域防災に  
関するWG(福井エリア)

## 福井エリアにおける汚染検査及び除染の実施場所の考え方について

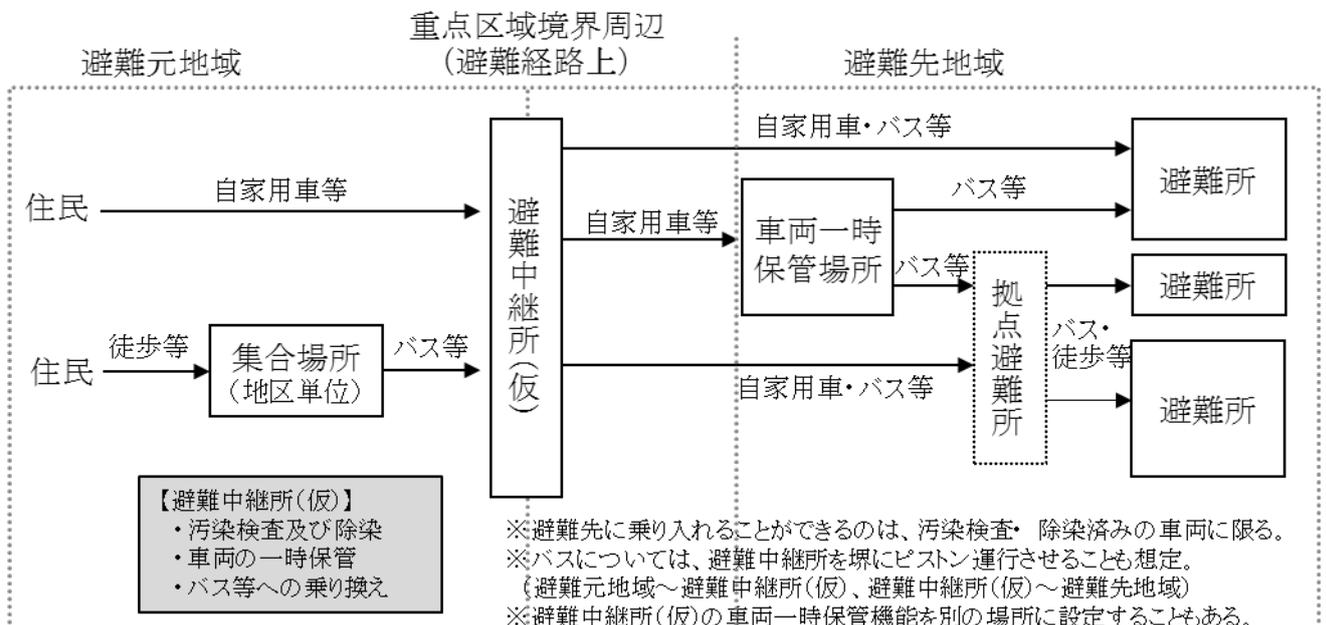
PAZ・UPZ圏内住民の広域避難における汚染検査及び除染の実施場所について、原子力規制庁が示した「原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について(骨子)」の考え方を踏まえ、福井エリアとして取りまとめた基本的な考え方は下記のとおり。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- 1 避難経路上に避難中継所(仮)を設定する。
- 1 避難中継所(仮)は、汚染検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等の機能を担う場所とする。
- 1 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については、避難中継所(仮)を経由する必要はないが、それ以外の住民については、必ず避難中継所(仮)を経由して必要な汚染検査・除染を行った上で避難先へと避難する。
- 1 避難中継所(仮)から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

#### 2 広域避難の基本形



- Ⅰ 避難中継所（仮）については、その機能を踏まえた場所の選定を行う必要がある。なお、車両の一時保管機能は、避難中継所（仮）から出来る限り近傍の別の場所に設置することもできる。
- Ⅰ 避難中継所（仮）は重点区域（UPZ圏）の境界周辺に設置することを基本とする。なお、災害に柔軟に対応できるように複数候補地を選定することや、地理的条件等によって基本により難しい場合等も考えられることから、具体的な設置場所については、内閣府大臣官房原子力災害対策担当室及び関係府県において協議する。
- Ⅰ 汚染された車両の除染方法、十分な除染が出来ない場合の保管・管理方法等における具体的な解決策を含む基本的な考え方について、国が基本方針を示すこと。また、内閣府大臣官房原子力災害対策担当室及び関係府県は、当該基本方針をもとに具体的な対応を検討する。
- Ⅰ 避難先地域における車両一時保管場所、拠点避難所の開設の必要性については、避難元自治体と避難先自治体等において、あらかじめ協議を行う。

以上

平成 26 年 3 月 18 日  
内閣府大臣官房  
原子力災害対策担当室  
広域的な地域防災に  
関するWG (福井エリア)

## 福井エリアにおける広域的な避難時間推計の実施について

### 1 目的

WG (福井エリア) において議論中の府県域を跨ぐ広域避難について、住民の円滑な避難の検証及び今後の検討課題を得るため実施する。

### 2 実施主体

内閣府大臣官房原子力災害対策担当室 (WG (福井エリア))

### 3 実施時期

平成 26 年度

広域避難ルート、避難輸送手段、避難中継所 (仮) 等の基本的なものが整理された段階で、広域的な避難時間推計 (以下「広域 E T E」という。) の作業を開始する。なお、概ね第 1 四半期には作業を開始することを目標に検討を進める。

### 4 実施範囲

WG において協議している府県域を越える広域避難を想定する。

### 5 公表方法

WG における報告資料とする。

なお、報道発表 (可否、時期、方法等) については、内閣府大臣官房原子力災害対策担当室及び関係府県において調整を図る。

### 6 関係府県が行った E T E との整理

WG における検討資料として使用する。なお、条件設定等可能な限り調整を図る。

### 7 実施体制

- (1) 広域 E T E は、内閣府原子力災害対策担当室 (WG (福井エリア) 担当内閣府原子力防災専門官) が中心となっており、広域避難ルートに直接関係する府県及び関西広域連合はこれに積極的に協力する。
- (2) 仕様書案の作成、委託業者決定後の業者との調整、条件設定等の作業については、関西広域連合が主担当となっていく。
- (3) 実施に当たり、条件設定など細部事項を協議する場を設定する。

## 原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について ( 骨子 )

平成 2 6 年 1 月 2 1 日

### 1 . 対象

国又は地方公共団体による避難指示を受けた住民(ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民を除く。以下同じ。)及びその携行物品のうち避難の実施に必要なもの。

#### ( 解説 )

- | 「避難指示を受けた住民」とは、国又は地方公共団体による避難指示があった後に、当該避難指示の対象となる区域から避難した住民をいう。避難指示を受けずに自主的に避難する住民に対して実施する場合は、各地方公共団体の定めるところによる。この場合において、当該地方公共団体は、避難指示を受けた住民の汚染検査・除染の実施及び迅速な避難を妨げないよう十分留意する。
- | 「携行物品のうち避難の実施に必要なもの」とは、対象となる住民が避難の際に携行した物品のうち、汚染検査・除染の実施後に避難場所まで移動する際に必要な避難車両、防災用品(ラジオ・携帯電話・防寒具など) 処方された医薬品等をいう。

### 2 . 場所

重点区域の境界周辺であって、以下の事項を満たす場所を計画すること。

避難指示を受けた住民が避難場所まで移動する経路に面すること

救護所を併設すること及び避難場所に近接すること

汚染検査・除染の実施に必要な敷地の確保、資機材の緊急配備、要員の参集が可能であること

#### ( 解説 )

- | 「重点区域の境界周辺」とは、典型的には重点区域の外側であって、重点区域の境界から概ね数キロ程度以内の範囲をいう。
- | 「避難場所まで移動する経路」とは、地域防災計画において地方公共団体が予め定める避難場所及び避難経路をいう。地方公共団体が予め定める避難経路が複数ある場合は同数以上を避難経路に沿って設置するよう計画する。
- | 「避難場所に近接すること」とは、典型的には避難場所と隣接する場所であって、それ以外の場合には、避難場所までの移動手段及び経路を予め計画する。
- | 「実施に必要な敷地」とは、O I L に基づき特定の地域が段階的に避難指示の対象区域となることを念頭に、当該避難指示を受けた住民に対する汚染検査・除染を効率的に実施するために必要な敷地をいう。

### 3. 実施方法

汚染検査は、以下の方法を考慮して実施することを計画すること。

住民及びその携行物品(車両を含む。)の汚染検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行うこと。自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民の汚染検査は、まず車両の汚染検査を行い、当該車両にO I L 4超の汚染があった場合には乗員の代表者に対して汚染検査を行うこと。携行物品(車両を除く。)は、これを携行した住民にO I L 4超の汚染が認められた場合には汚染検査を行うこと。

#### (解説)

- 1 ゲート型モニターが利用可能な場合は、まずゲート型モニターにより表面汚染の有無を検査し、O I L 4超に相当する汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
- 1 車両にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。
- 1 車両にO I L 4超の汚染が検出された場合であって、その車両の乗員の代表者にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。
- 1 住民にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その住民の携行品(上記の車両を除く。)も同様とみなす。

### 4. 実施体制

避難元となる道府県が、必要に応じて他の近隣の道府県と連携協力して、実施体制を計画すること。

汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体は、事前に合意された計画に基づき、全面緊急事態に至った後に遅滞なく汚染検査・除染を実施すること。避難元及び避難先となる道府県は、避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に円滑に避難場所に受け入れられるよう相互に連携協力すること。

#### (解説)

- 1 「必要に応じて他の近隣の道府県」とは、避難元となる道府県の計画において、汚染検査・除染を実施する場所が避難元となる道府県の外にある場合又は避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に避難する避難場所又は避難経路が避難元となる道府県の外にある場合における当該実施する場所又は当該避難場所又は避難経路がある道府県をいう。
- 1 汚染検査・除染の実施体制を計画する上では、上記「1.対象」に該当する住民が状況の進展に応じて段階的に避難すること、上記「3.実施方法」による汚染検査が効率的に行われることを踏まえ、緊急時における実施要員を考慮する。
- 1 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体が避難元となる道府県の外にある場合には、汚染検査・除染の実施に必要な資機材は、避難元となる道府県が計画に基づき調達し、汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体に予め配備する。